

広弁平成19年(綱)第 号懲戒請求申立事件
対象弁護士 今 枝 仁

求 釈 明 書

平成19年10月9日

懲戒請求申立人 殿

広島市中区幟町3-57
まこと法律事務所
FAX082-221-7720
対象弁護士 今 枝 仁



貴殿が申立てた表記懲戒請求事件につき、下記の通り釈明を書面にて求めます。
本書到達後2週間を経過してもなおなら釈明されないときは、釈明すべきものがないものとして判断します。

釈明をされた場合は、それが回答・根拠の全てであると判断します。

記

第1 釈明を求める事項

- 1 申立人は、本件懲戒請求申立をなすにあたって、マスコミ報道から得た断片的な知識やイメージ以外に、対象弁護士に対する懲戒理由があるかないかの判断をなすにあたって、どれほどの「調査・検討」をなしたのか、具体的に明らかにされたい。
上記は、全体についての調査・検討と、懲戒請求申立人が記載している個別の事情それぞれについての調査・検討とを分けて(重複があってもかまわないので)、可能な限り具体的に明らかにされたい。
- 2 橋下徹弁護士が懲戒請求を推奨していたことを知っていたか否か。
- 3 インターネット上のテンプレートにある懲戒請求書書式を利用した懲戒請求申立人については、その記載された懲戒理由が対象弁護士に存するかどうかについて、その内容を具体的にどのような裏付け調査や検討をなしたのか、明らかにされたい。
- 4 テレビ番組で懲戒請求を呼びかけた橋下弁護士も、今では、「主張の内容が荒唐無稽であること、そのこと自体は懲戒理由にならない。」「主張が変遷した理由を国民や被害者に説明しない説明義務違反が、弁護士の信用を落とし品位を害する非行にあたる。」としている(周知の事実)。
仮に懲戒請求申立人が、弁護人らの主張が荒唐無稽であること(母胎回帰やドラえもん、魔界転生、死者を生き返らせるために姦淫等が荒唐無稽である旨)を理由に掲げている場合、橋下弁護士の説明でこれらが懲戒請求の理由となり得ないものということが明らかに判明したはずであるが、それでもなおこの主張を維持するのか。
維持した場合、簡単な調査と検討で「荒唐無稽な主張をすること自体」が懲戒理由にあたらないことを理解できたのではないか、それでもなおその主張を維持したのは橋下弁護士のアドバイスによっても不当であることが分かりつつなお維持したのではないか、との批判を加えるがこれに対する反論を述べられたい。
特に、現時点でもなおそのような主張を維持することにつき、どのような調査・検討に基づくものであるのか、具体的に明らかにされたい。
- 5 最高裁での弁論欠席がマナー違反である旨の懲戒請求理由を記載している懲戒請求人については、その対象者が安田弁護士と足立弁護士の2名のみであって、対象弁護士自身は無関係であったことを、容易に調査・検討できるはずである。
この点については、明らかに、調査・検討義務違反が推認されると考えるが、それが調査・検討義務の懈怠でないとするならその具体的な理由、及びさらに懲戒請求理由として維持されるのであれば、その具体的根拠と、調査・検討義務を果たしたとする具体的な理由を示されたい。
- 6 弁護士に対する懲戒請求は、刑事告訴と同様、虚偽告訴罪の対象となり得る重大な法律行為である。
刑事告訴も誰でもできるが、だからといって、安易に行ってはならない重大な法律行為だということは疑いようがない。
橋下弁護士自身、後に、「懲戒請求する際の注意義務は、民事訴訟提起のときよりは高い」としている。
本件懲戒請求申立をなす時点で、弁護士に対する懲戒請求をなすことがそのような重大な法律行為であることを理解した上でなしたか否か。
理解していなかったというのであれば、その具体的な理由を挙げられたい。
また、現時点で理解したか否か。
現時点で理解してもなお懲戒請求を維持するというのであれば、それに伴う手続上の負担とその責任を引き受けたものと理解してよいか否か。 以上